

小牧市雨水貯留施設等設置補助金交付要綱

〔平成15年4月1日〕
15小河第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雨時における雨水流出抑制を図ることにより河川の洪水を防止するとともに、雨水の有効利用及び地下水の涵養を図るため、雨水貯留施設等を設置する者に対し、予算の範囲内において小牧市が交付する雨水貯留施設等設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽及びし尿を処理する浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽転用貯留槽 公共下水道接続時又は改築時若しくは増築時に不用となる浄化槽を転用して、敷地内に降った雨水を貯留する槽をいう。
- (3) 雨水貯留槽 敷地内に降った雨水を貯留する貯留容量が100リットル以上の新設の貯留槽で、別表第1に定める基準を満たしているものをいう。
- (4) 雨水貯留施設等 雨水貯留施設及び雨水浸透施設をいう。
- (5) 雨水貯留施設 浄化槽転用貯留槽及び雨水貯留槽並びにこれらに関連する給排水設備からなる施設で、市長が別に定める小牧市雨水貯留施設等設置基準（以下「設置基準」という。）に適合するものをいう。
- (6) 雨水浸透施設 敷地内に降った雨水を浸透枡、浸透トレンチ及び透水性舗装により地下に浸透させる施設で、設置基準に適合するものをいう。
- (7) 浸透枡 浸透孔を有する枡の側面及び底面から集水した雨水を地中へ浸透させる施設で別表第1に定める基準を満たしているものをいう。
- (8) 透水性舗装 雨水が舗装の中を通り抜けて、地中に浸透する特殊な舗装で別表第1に定める基準を満たしているものをいう。
- (9) 浸透トレンチ 掘削した溝に砕石を充填し、この中に浸透枡に連結された透水管を設置することにより集水した雨水を導き、砕石の側面及び底面から地中へ浸透させる施設で別表第1に定める基準を満たしているものをいう。
- (10) 改造工事 浄化槽転用貯留槽による雨水貯留施設を設置するために行う浄化槽内部の不要部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事、雨水集水配管及び雨水管の取付け工事並びにポンプの設置に係る工事をいう。また、雨水浸透

施設を設置するために行う土工、既設舗装、既設柵、既設側溝、既設排水管の撤去及び排水管設置に係る工事も同様とする。

- (11) 新設工事 雨水貯留槽による雨水貯留施設等を新たに設置する工事をいう。
- (12) 工事 改造工事及び新設工事をいう。
- (13) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (14) 1区画 土地が工作物により仕切られた1つの敷地をいう。
- (15) 敷地 建築物等の占める土地をいう。

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付対象となる雨水貯留施設等は、雨水排水専用として小牧市内（設置基準で規定する雨水浸透施設の設置が不適当な地域等を除く。）の宅地等に設置するもの（設置基準で規定する施設以外の施設で、既に設置されているものを雨水貯留施設等に作り変えるもの及び雨水貯留施設の給水設備において貯留した雨水を水洗便所の流し水に利用するものを含む。）で、工事に要する費用を申請者自らが負担するものとする。ただし、浸透柵は1区画の敷地に10基を、浸透トレンチは1区画の敷地に50mを、透水性舗装は1区画の敷地の当該地露天部分に500㎡を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する雨水貯留施設等については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人若しくは同条第3項に規定する大学共同利用機関法人、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険、高速道路株式会社法（平成16年法律第89号）第1条に規定する会社、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が設置するもの
- (2) 既に補助金を受けたことがある雨水貯留施設等を作り変えようとするもの
- (3) 移転補償等機能回復により設置するもの
- (4) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第9条又は第16条に規定する行為のため設置するもの
- (5) 売買等を目的とした土地又は建築物に設置するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたもの
(補助対象者)

第3条の2 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を完納している者
- (2) 雨水貯留施設等を設置する土地の所有者、当該土地にある家屋の所有者若しくは居住者又は当該土地で事業を営んでいる者

(補助金の額)

第4条 市は、予算の範囲内において、別表第2に定める1施設（透水性舗装を除く。）につき工事費の4分の3に相当する額を補助金として交付する。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金とし、その上限の額は、別表第3のとおりとする。

3 透水性舗装に対する補助金の額は、1平方メートルにつき500円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、あらかじめ雨水貯留施設等設置補助金交付申請書（様式第1。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事場所の案内図
- (2) 工事の図面（配置平面図、断面図、構造図及び雨水浸透施設の場合は、排水計画図）
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 雨水貯留施設等設置前の現場状況写真（状況が把握できるもの）
- (5) 誓約書（様式第2）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（使用ポンプ、雨水貯留槽等の説明図、浸透施設の製品カタログ等）

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては雨水貯留施設設置等補助金交付決定通知書（様式第3）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては雨水貯留施設等設置補助金不交付決定通知書（様式第4）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、雨水貯留施設等設置変更承認申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査検討し、前条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に

著しく異なる変更があると認めるときは、同条の規定による決定を変更することができる。

- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定日の前日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(完了報告)

第8条 補助事業者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、雨水貯留施設等設置工事完了報告書(様式第6)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了配置平面図
- (2) 工事着手から完了までの写真
- (3) 施工業者からの請求書及び領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 市長は、規則第13条の規定による補助金の交付額の確定後、雨水貯留施設等設置補助金交付請求書(様式第7)による補助事業者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(変更決定通知)

第10条 市長は、第7条第2項及び前条の規定により、当該補助金の交付内容の変更をした場合は、雨水貯留施設等設置補助金変更決定通知書(様式第8)により当該補助事業者に通知する。

(現地調査)

第11条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて工事の施工状況等を現地において調査することができる。

(維持管理等)

第12条 補助事業者は、当該工事完了後、雨水貯留施設等を適正に維持管理し、効用発揮に努めるものとし、当該工事完了後、雨水貯留施設等自体の変形、破損及び浮き上がり、目づまり等が生じた場合並びに雨水貯留施設等の異常から第三者に事故、問題等が生じた場合において小牧市は、その責任を負わないものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

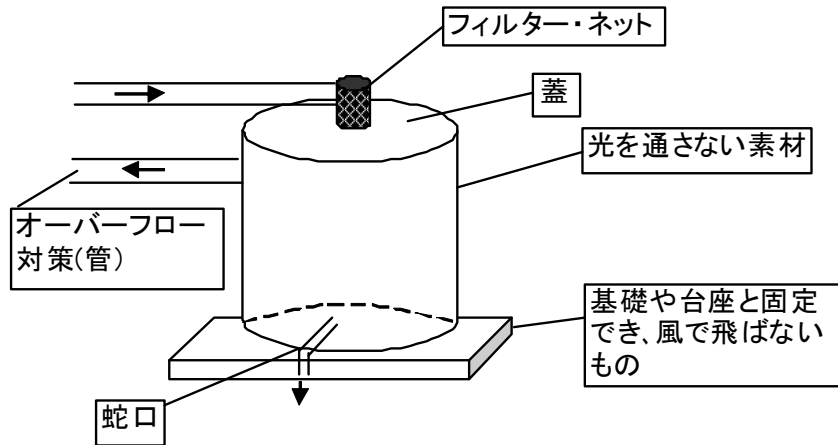
附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

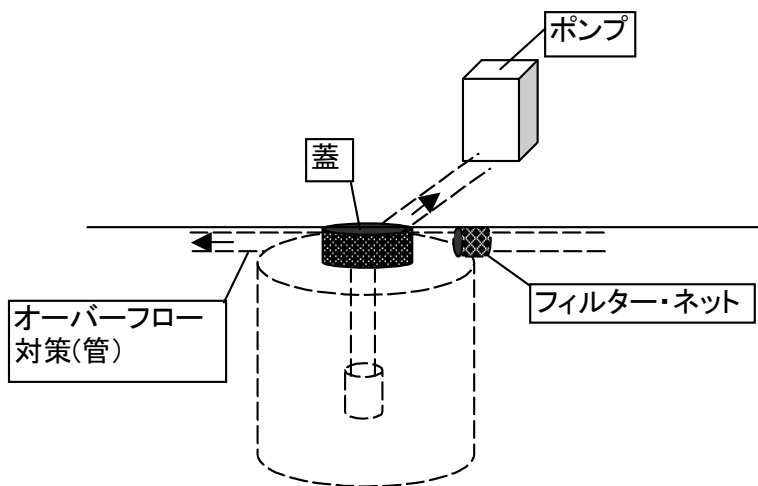
別表第1（第2条関係） 雨水貯留槽

下記図と同等品以上とする。

(1) 地上型



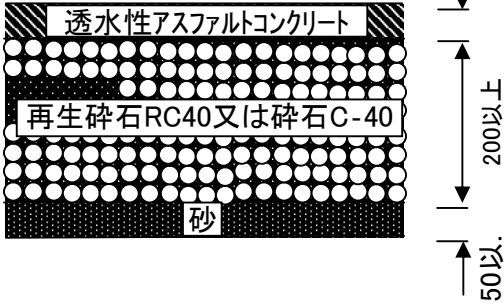
(2) 地下型



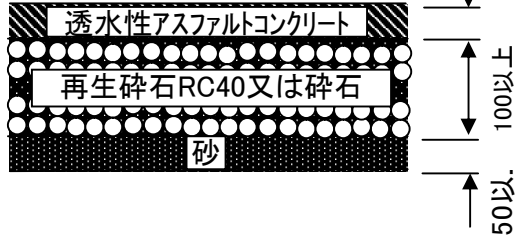
雨水浸透施設

透水性舗装

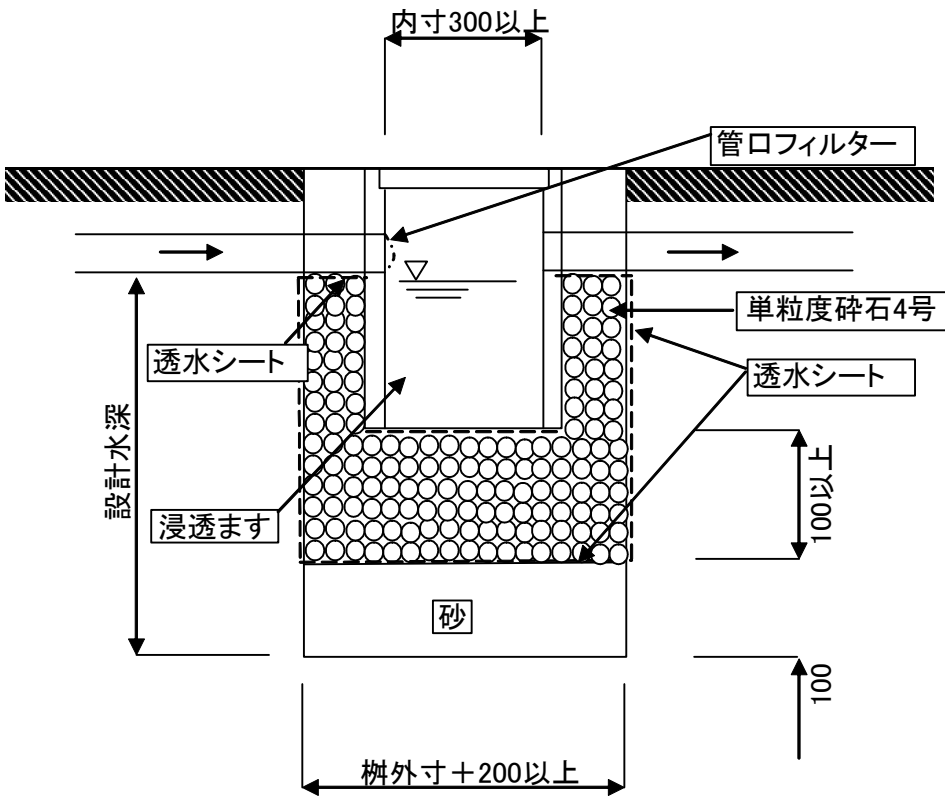
使用形態(駐車場)



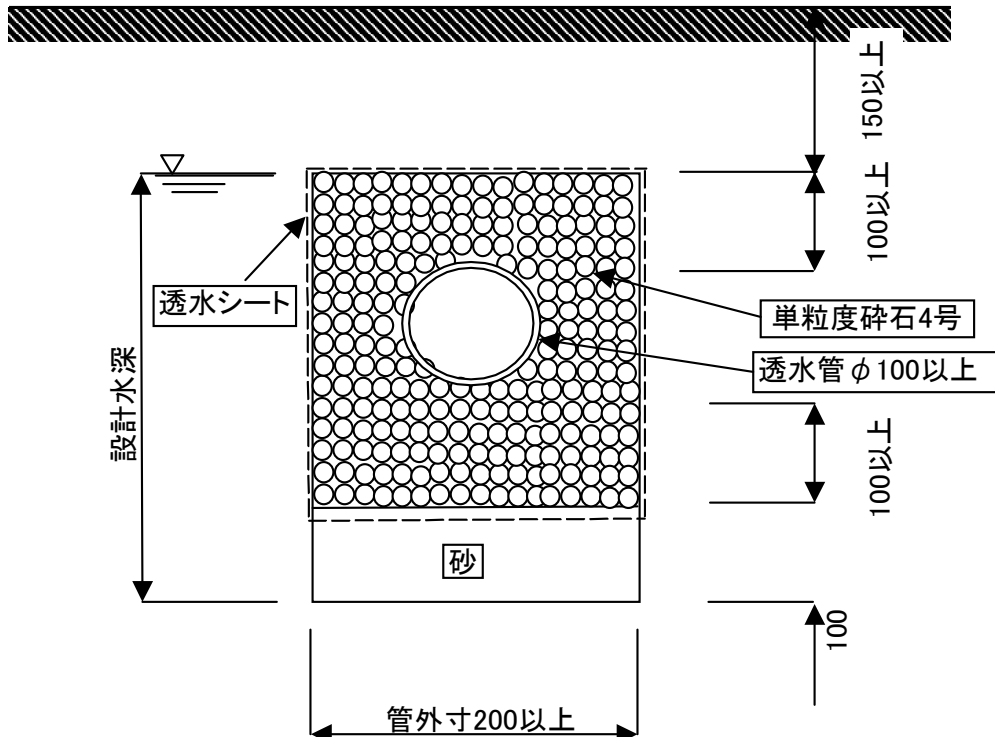
使用形態(歩道系)



浸透柵

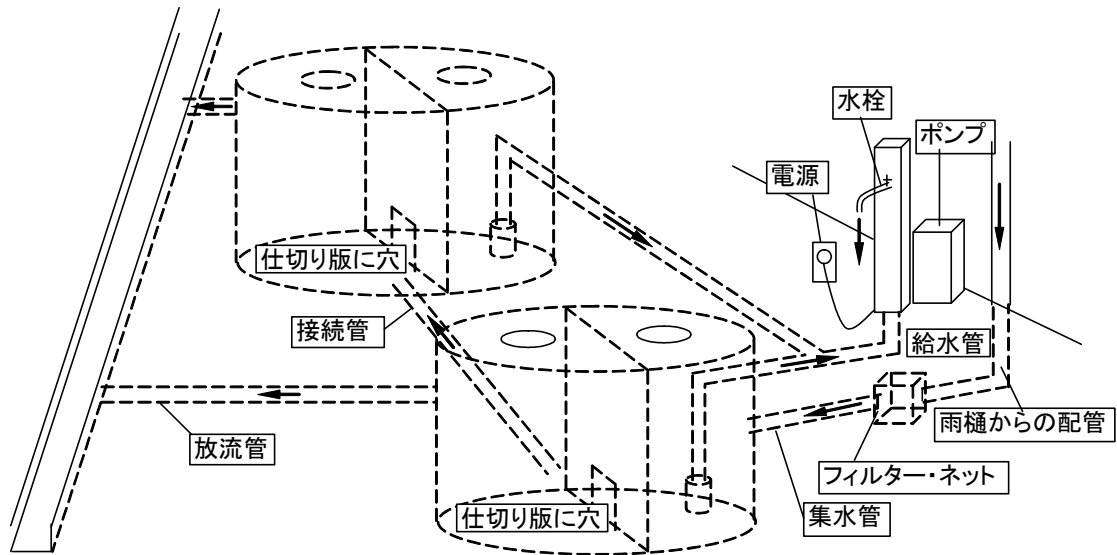


浸透トレンチ

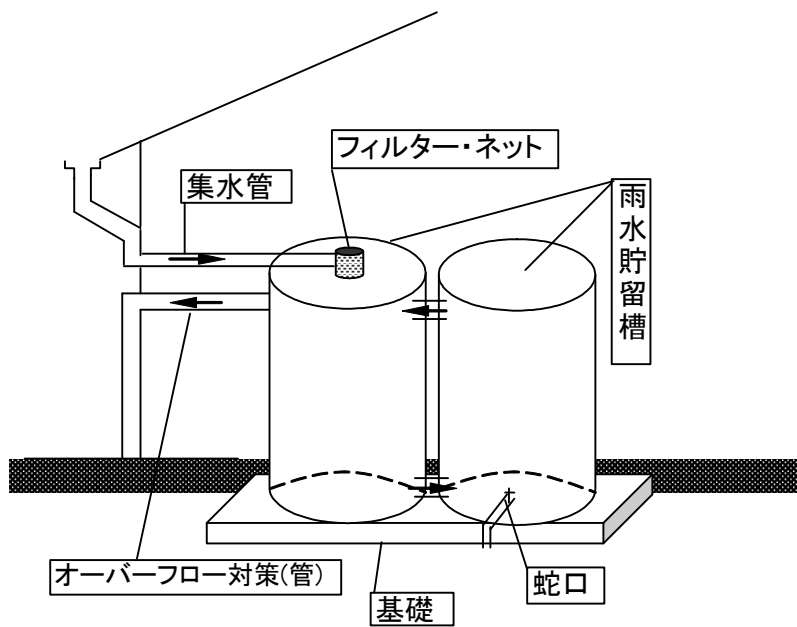


別表第2（第4条関係）1施設

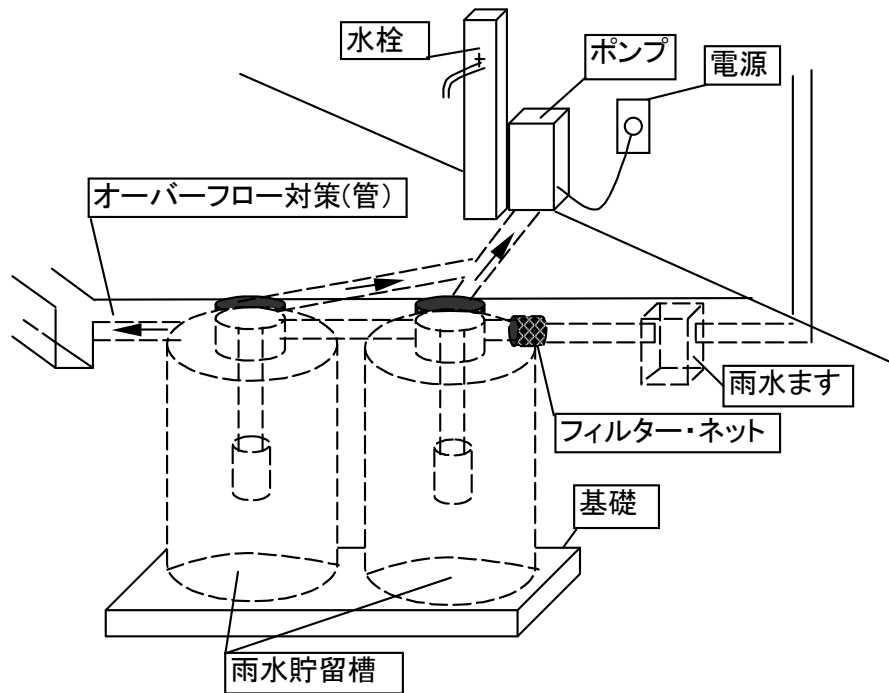
(1) 浄化槽転用貯留層



(2) 雨水貯留槽（地上型）



(3) 雨水貯留槽 (地下型)



別表第3（第4条関係）

浄化槽転用貯留槽改造工事費の補助限度額

（1施設当たり）

人 槽 区 分	補 助 限 度 額
5人～から10人槽まで	150,000円
11人槽～	1人槽増えるごとに1,000円ずつ増額とし、300,000円とする。

雨水貯留槽（雨水タンク）新設工事費の補助限度額

（1施設当たり）

貯 留 容 量	補 助 限 度 額
100リットル以上200リットルまで	36,000円
200リットルを越え500リットルまで	80,000円
500リットルを越え1,000リットルまで	160,000円
1,000リットルを越えるもの	240,000円

雨水浸透施設新設工事費の補助限度額

雨水浸透施設	補助限度額	摘 要
浸透枳 (1区画当り)	150,000円	1区画の敷地内1基当り15,000円で10基を限度とする
透水性舗装 (1区画当り)	250,000円	1区画の敷地内1㎡当り500円で500㎡を限度とする。
浸透トレンチ (1区画当り)	175,000円	1区画の敷地内1m当り 3,500円で50mを限度とする。